

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 217 回国会法律案等 N A V I 「W T O 約束表の改善（サービス国内規制）に関する確認書」
著者 / 所属	西 あかね / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	475 号
刊行日	2025-4-25
頁	98-100
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250425.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

W T O 約束表の改善（サービス国内規制）に関する確認書

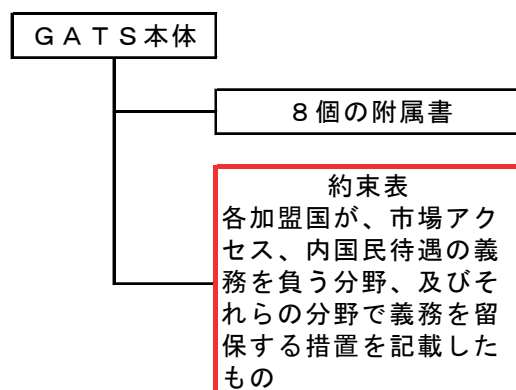
各国政府は、消費者の保護、サービスの向上、国内産業の振興等を図るため、様々な国内規制を設けている。サービス貿易¹においては、関税等の国境措置は想定されないが、こうした国内規制が海外の事業者に不公平な条件を課すこととなり、事実上の貿易障壁となる場合がある。「W T O 約束表の改善（サービス国内規制）に関する確認書」（以下「本確認書」という。）は、サービス国内規制がサービス貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、W T O（世界貿易機関）加盟の有志国間で策定された新たな規律を、サービスの貿易に関する一般協定（G A T S）の日本の約束表に反映することについて定めるものである。本稿では、まず各国の約束表のG A T Sにおける位置付けを概観した上で、サービス国内規制に関する規律の成立経緯とその主な内容を紹介する。

1. G A T S の各国の約束表

W T O 協定は、W T O 設立協定²及びその附属書から構成される。その附属書の一つであるG A T Sは、金融、運輸、通信、建設、流通等広範なサービス分野を対象として、最恵国待遇³、市場アクセス、内国民待遇⁴等を規定している。

G A T Sは、協定本体、8個の「附属書」及び各国の「約束表」からなる（図表1参照）。各加盟国は、自国の約束表に市場アクセス、内国民待遇の義務を負う分野、及びそれらの分野で義務を留保する措置を記載する。本確認書は、W T O の有志国間で策定されたサービス国内規制に関する規律（2. 参照）を日本の約束表に反映するものである。

図表1 G A T S の構成



（出所）筆者作成

2. サービス国内規制に関する規律の成立経緯

G A T S 第6条4の規定は、資格要件、免許要件等に関する加盟国の措置が、サービス貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、サービスの貿易に関する理事

¹ 金融、運輸、通信・コンピューター・情報サービス、建設、流通、旅行、知的財産等のサービスの国際取引。

² 正式名称は「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」。

³ いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国に対して与えなければならないという原則。

⁴ 他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対して内国のサービス及びサービス提供者と比して不利でない待遇を与えるという原則。

会⁵が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成する旨定めている。これに基づき、WTOでは1999年から規律作成のための交渉が行われてきたが、競争力のあるサービス産業を有する先進国とサービス産業が未発達な途上国ではサービスに係る規律の交渉自体に対する姿勢に大きな違いが存在し⁶、WTO全加盟国での交渉は難航していた。

こうした中、全加盟国が参加する交渉に代わり、有志国間での交渉（いわゆる「プルリ交渉」）でルールを策定しようとする試みが活発化した。2017年12月に開催された第11回WTO閣僚会議では、4つの分野⁷で各有志国による共同声明が発出された。そのうちの一つが「サービス国内規制に関する共同閣僚声明」であり、発出以降有志国間での規律作成交渉が加速することとなった。

2021年12月、有志国による交渉が妥結し、サービス国内規制に関する規律と金融サービスのための代替的な規律の参照文書が公表された。本取組に参加する加盟国・地域は、当該参照文書の規律を、追加的な約束としてGATSの自国の約束表に組み込むこととされた。日本の約束表の改善については、2024年2月にWTOにおける確認手続が終了し、その後作成された本確認書が第217回国会（常会）に提出された。なお、2025年2月現在、世界のサービス貿易の90%を占める72の加盟国・地域が本取組に参加しており、そのうち米国、EU、カナダ、中国、韓国等53か国・地域で約束表の改善が効力を生じている。

3. 本確認書に附属する規律の主な内容

本確認書には、日本の約束表に反映するものとして、サービス国内規制に関する規律と、金融サービスのための代替的な規律が附属している。これらの規律は、前述（2. 参照）の参照文書に書かれている規律と同様の内容である。

本確認書に附属する規律は、最恵国待遇に基づいてWTO全加盟国に適用される。ただし、他の加盟国を拘束する内容は含まれていない。

（1）規律の適用範囲

サービス国内規制に関する規律の対象とされている国内規制は、①免許要件及び免許の審査に係る手続、②資格要件及び資格の審査に係る手続、③技術上の基準に関連するものである。①は事業者がサービスを提供する際に必要な免許を指し、レストランの開業に必要な許認可等がこれに当たる。②は弁護士や調理師等個人がサービスを提供する際に必要な資格を指す。③は提供されるサービスの質に関する基準を指し、レストランを営業するに当たって満たす必要のある衛生基準等が想定される。サービス国内規制に関する規律は、日本の約束表に掲げる金融サービスを除く全ての分野について適用される。

金融サービスについては、別途代替的な規律が定められている。その内容は、サービス国内規制に関する規律とおおむね同一であるが、主な違いとして、代替的な規律は③技術上の基準についての規定を設けていない。

⁵ WTOの下に設置されているサービス貿易分野に関する事項を取り扱う機関。

⁶ 経済産業省通商政策局編『2024年版不正貿易報告書』416頁

⁷ 電子商取引、開発のための投資円滑化、中小零細企業、サービス国内規制の4分野。

（２）規律の主な内容

サービス国内規制に関する規律及び金融サービスのための代替的な規律は、透明性、法的確実性、予測可能性を確保し、手続の円滑化を図るため、主に以下の内容を定めている（図表２）。なお、規定の多くが「可能な範囲内で」という文言を伴っており、規制国が当該規定を実施するか否かについて広範囲の裁量を認めている⁸。日本においては、行政手続法等で規定の内容が担保されていることから、立法措置を含め新たな国内措置を講ずる必要は生じない。

図表２ 規律の主な内容

申請手続	・ 実行可能な範囲内で通年での申請の提出を認めること ・ 電子的様式による申請を受理するよう努めること
申請の審査	・ 実行可能な範囲内で申請の審査のための指標となる日程を提供すること ・ 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞なく提供すること ・ 合理的な期間内に申請の審査を完了すること ・ 申請拒否時に可能な範囲内でその理由を通知すること
手数料	・ 手数料自体が制限とならないこと（金融サービス以外） ・ 手数料の決定方法について情報を提供すること（金融サービス）
情報提供	・ 許可の取得等に関する情報を公表すること ・ 実行可能な範囲内で関係法令案を事前に公表すること
措置の策定	・ 客観的で透明性を有する基準に基づくこと ・ 手続が公平であること ・ 手続自体が要件が満たされることを不当に妨げないものであること ・ 男女の間で差別しないものであること

（出所）筆者作成

にし
（西 あかね・外交防衛委員会調査室）

⁸ 中川淳司「WTOの多国間・複数国間ルール交渉：現状と課題」（国際貿易投資研究所・JETRO共催：「WTOとFTAを通じた新たな通商ルール形成の可能性」講演資料（2022.3.17））7頁〈https://iti.or.jp/wp-content/uploads/2022/03/20220317_nakagawa.pdf〉（2025.4.10 最終アクセス）